明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七）　三
○資金決済に関する法律の施行期日を定める政令（一八）　三
○資金決済に関する法律施行令（一九）　三

〔府　令〕

○前払式支払手段に関する内閣府令（内閣府三）　三
○資金移動業者に関する内閣府令（同四）　四
○資金清算機関に関する内閣府令（同五）　七
○認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（同六）　四
○資金決済に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（同七）　五
○資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（同八）　六

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　六
○対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　六
○前払式支払手段発行保証金規則（内閣府・法務四）　八
○資金移動業履行保証金規則（同五）　八
○預金保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　八
○農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　八
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　八
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　八
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　九

〔省　令〕

○外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務六）　一〇一
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一四）　一〇二

〔告　示〕

○資金決済に関する法律施行令第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件（金融庁一七）　一〇二
○前払式支払手段に関する内閣府令第二十八条第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件（同一八）　一〇二
○前払式支払手段に関する内閣府令第三十五条第五号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件（同一九）　一〇三
○前払式支払手段に関する内閣府令第三十六条第二項第六号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件（同二〇）　一〇四
○資金移動業者に関する内閣府令第十二条第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件（同二一）　一〇五
○資金移動業者に関する内閣府令第十九条第五号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件（同二二）　一〇六
○資金移動業者に関する内閣府令第二十条第二項第六号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件（同二三）　一〇八
○銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件等の一部を改正する件（同二四）　一〇九
○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一）　一一〇
○労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件等の一部を改正する件（金融庁・厚生労働二）　一一二
○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　一一二
○農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（同二）　一一三
○農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準の一部を改正する件（同三）　一一三
○水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（同四）　一一三
○漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準の一部を改正する件（同五）　一一四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。